

No	14-01
----	-------

新発田市個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	し尿処理マスター（豊浦支所）
機関の名称	新発田市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	新発田市市民まちづくり支援課豊浦支所
個人情報ファイルの利用目的	し尿くみ取りの依頼者を管理するため
記録される項目	氏名、住所、電話番号
記録される個人の範囲	し尿くみ取りの依頼者
記録される個人情報の収集方法	電話による聞き取り
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☒ 含まない ☐ 含む
記録情報の経常的提供先	☐ なし ☒ あり⇒提供先（し尿くみ取り業者）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）新発田市市民まちづくり支援課豊浦支所 （所在地）新発田市乙次281-2
訂正及び利用停止に関する他の法令（法律又はこれに基づく命令）の規定による特別の手續	☒ なし ☐ あり⇒根拠法令（ ）
個人情報ファイルの種別	☒ 電子計算機処理に係る個人情報ファイル（法第60条第2項第1号） ☐ マニュアル処理に係る個人情報ファイル（法第60条第2項第2号）

No	14-02
----	-------

新発田市個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	新潟県交通災害共済会員台帳（豊浦支所）
機関の名称	新潟県市町村総合事務組合新発田市事務所
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	新発田市市民まちづくり支援課豊浦支所
個人情報ファイルの利用目的	共済加入者のとりまとめ及び共済見舞金支払審査のため
記録される項目	氏名、住所、電話番号
記録される個人の範囲	新潟県交通災害共済に加入申込した者
記録される個人情報の収集方法	新潟県交通災害共済加入申込書より収集
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☒ 含まない ☐ 含む
記録情報の経常的提供先	☒ なし ☐ あり⇒提供先（ ）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）新発田市市民まちづくり支援課豊浦支所 （所在地）新発田市乙次281-2
訂正及び利用停止に関する他の法令（法律又はこれに基づく命令）の規定による特別の手續	☒ なし ☐ あり⇒根拠法令（ ）
個人情報ファイルの種別	☐ 電子計算機処理に係る個人情報ファイル（法第60条第2項第1号） ☒ マニュアル処理に係る個人情報ファイル（法第60条第2項第2号）